

ときがわ町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

平成 31 年 2 月 20 日決裁

(目的)

第 1 このガイドラインは、町内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、近隣住民等の安全や周辺環境等に配慮するとともに、町及び近隣住民等に対して事業計画内容を施工前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備をいう。
- (2) 発電施設 定格出力 10 キロワット以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築物に該当するもの
 - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 発電施設を設置する者をいう。
- (5) 近隣住民等 発電施設の設置が計画される区域に近接する土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

(対象地域)

第 3 このガイドラインの対象地域は、町内全域とする。

(法令等に基づく手続等)

第 4 設置者は、発電施設を設置する場合において、太陽光発電施設設置に関する法令に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、町の関係課局及び関係行政機関と事前に相談・協議を行い、必要な手続き等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、太陽光発電施設設置に関する法令に該当す

るか否かに関わらず、当該計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に対して、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、ときがわ町太陽光発電施設計画届出書(以下「届出書」という)(様式第1号)に計画区域の位置図等を添付し、町長に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、ときがわ町太陽光発電施設計画変更・廃止届出書(様式第2号)を町長に提出するものとする。なお、大規模な変更等が生じた場合は第5第1項を準用するものとする。

4 設置者は、設置工事が完了したときは、ときがわ町太陽光発電施設設置工事完了報告書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6 設置者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣住民等との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を活かしながら、周辺の良い景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害防止のため、事業区域境界線から十分な保安距離を設け、必要に応じて緩衝帯等を設置すること。
- (5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を見やすい箇所に設置すること。
- (6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
- (7) パワーコンディショナー等からの騒音・振動や太陽光パネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないように、必要な措置を講じること。

(8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。

(9) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(報告)

第7 町長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

(施行期日等)

1 このガイドラインは、平成31年3月1日から施行し、平成31年4月1日以後に着工する発電施設から適用する。

(経過措置)

2 このガイドラインの施行日において、既に着工している発電施設の設置者は、第6に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。

別表 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア (区域の名称等)	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となる。
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域の特別地区 県自然環境保全地域の野生動植物保護地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
農地法	農用地区域内の農地・牧草放牧地 甲種農地・採草放牧地 第1種農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域の農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
ときがわ町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定民俗文化財及び町指定史跡、町指定名勝、町指定天然記念物	復元が不可能な町民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。

